

○ 実態調査結果によれば、出勤手当を支給している団体における出勤手当の法的性格は以下のとおり。

- ・ 費用弁償 1,338団体（79.5%）
- ・ 報酬 194団体（11.5%）
- ・ その他 151団体（9.0%）

○ 消防庁の条例（例）（次ページ参照）で費用弁償としていたことから、多くの団体で費用弁償としているものと考えられる。

ただ、団体によっては、費用弁償としつつも、一定時間を超えるごとに一定額が加算される団体など、考え方が報酬に近いものもあり、出勤手当の法的性格を「報酬」と位置付けている団体と合わせると、約1/3となる（585団体、34.8%）

※ 時間により出勤手当の額が変動する団体…391団体（23.2%）

(参考) 消防組織法・条例(例)

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)(抄)

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

〇〇市(町村)消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(例)(昭和四十年七月一日自消乙教発第七号)(抄)

(報酬)

第十二条 団員には、次により報酬を支給する。

| | | |
|-----|----|---|
| 団 長 | 年額 | 円 |
| ⋮ | ⋮ | |
| 団 員 | 年額 | 円 |

(費用弁償)

第十三条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。

| | | |
|--------|-------|---|
| 水火災の場合 | 一回につき | 円 |
| 警戒の場合 | 一回につき | 円 |
| 訓練の場合 | 一回につき | 円 |

- 2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、団長については〇〇相当職、副団長については〇〇相当職とみなし費用弁償を支給する。
- 3 報酬及び費用弁償の支給方法については、〇〇の例による。

出勤手当の法的性格について（案）②

- 出勤手当の額は、出勤1回につき0円（定めなし）の団体から、1回につき1万円の団体もあるなど、かなりばらつきがあり、これは費用弁償としていることが大きな原因であると考えられる（交付税単価の7,000円以上に引き上げない理由に「実費としてそれほどかからないため」という選択肢を選んだのは、費用弁償としている1,338団体中、465団体（34.8%））。
- 一方、引き上げない理由として「予算上の制約」という選択肢を選んだのは734団体（54.9%）であり、法的性格に実態が伴っていないという面もある。
- しかしながら、年額報酬を基本給的な報酬、出勤手当を出勤に応じた報酬と受け止めている例も多いと思われ、また実際に、そのような考えに沿って出勤手当を出勤に応じた報酬としている団体もある。
 - ※ 条例上、出勤手当を報酬と位置付けている団体…194団体（11.5%）

出勤手当の法的性格について（案）③

- また、災害が激甚化・多様化する中で、
 - ・ 出勤手当が費用弁償のままでは、消防団員の報酬は階級ごとに一律である年額報酬のみとなり、（同じ団体内の同じ階級の団員間において）団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないこと
 - ・ 大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に出動しているにも関わらず市町村によって出勤手当の額が大きく異なることは、一般的に理解が得がたいのではないか。

- 以上のことから、出勤手当については、費用弁償ではなく出勤に応じた報酬であるとその法的性格を見直して明確化し、団員個人に対する費用弁償は、別途旅費等と整理してはどうか。

出勤手当の法的性格について（案）④

- なお、出勤手当を出勤に応じた報酬とした場合、課税対象となり、市町村等に源泉徴収義務が発生する可能性がある。（現在は年額報酬が5万円を超える場合のみ課税対象となり、出勤手当は課税対象となっていない。）

【所得税法第28条《給与所得》関係】基本通達(抄)

（地方自治法の規定による費用の弁償）

28-8 地方自治法第203条第3項《報酬、費用弁償等》の規定により受ける費用の弁償は、法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。

（非常勤の消防団員が支給を受ける各種の手当等）

28-9 消防組織法第18条《消防団》の規定に基づき市町村に設置された消防団に勤務する非常勤の消防団員が当該市町村から支給を受ける各種の手当等については、次による。（昭46直審（所）19追加、昭60直法6-5、直所3-6、昭63直法6-7、直所3-8、平19課法9-9、課個2-20、課審4-32改正）

(1) 当該非常勤の消防団員が、消防、水防等のために出勤した場合に支給を受ける出勤手当、警戒手当、訓練手当等で、その者の出勤の回数に応じて支給されるもの（以下この項において「出勤手当等」という。）については、28-8の「その職務を行うために要した費用の弁償」に該当するものとして差し支えない。

(2) 当該非常勤の消防団員が、その者の出勤の回数に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける報酬については、その年中の支給額が5万円以下であるものに限り、課税しなくて差し支えない。